

第4回鹿児島地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成17年6月13日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 場 所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）江藤 孝，高野 裕，田原秀子，たもつゆかり，寺尾 洋（委員長），
豊重哲郎，野田健一郎，堀之内孝子，三井隆史

（庶務）事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，総務課長，総務課課長
補佐

4 議事

- ① 所長あいさつ
- ② 新委員（寺尾 洋，高野 裕，三井隆史）の自己紹介
- ③ 委員長選出
- ④ 事務局長による議事テーマに関する説明
- ⑤ 討議

別紙のとおり（○委員長，■A～H委員，▲庶務）

- ⑥ 次回期日

平成17年11月18日（金）午後1時30分から午後4時まで

- ⑦ 次回テーマ

裁判員制度について

ー参加への国民の理解を得るための広報事務の在り方ー

(別紙)

1 離島，遠隔地における裁判事務の在り方について（資料2関係）

■A 裁判員制度が平成21年には始まりますが，刑事事件の事件数の動向はどうですか。

▲ 刑事事件の事件数は，全体的に昨年当たりから減少してきています。

裁判員制度の関係でいいますと，鹿児島地方裁判所管内における裁判員による裁判の対象事件数は，年間20件ないし30件台で推移しています。

管内にあるいわゆる独立簡易裁判所の事件数は，それほど多くはありません。第一審公判事件が開かれることが希であり，例えば，伊集院簡裁では平成15年，平成16年といずれも開かれていませんし，種子島簡裁も平成15年は1件，平成16年は0件という状況です。独立簡易裁判所における刑事事件は，略式命令などの事件がほとんどであり，その件数も100件程度です。

■A 裁判官は，刑事事件を担当する裁判官，民事事件を担当する裁判官と分けて配置されているのですか。

○ 本庁では基本的にはそのとおりですが，本庁以外の裁判所では，1人の裁判官が刑事事件及び民事事件をいずれも担当しています。また，県内の他の裁判所から裁判官が出張して，事件を担当している庁もあります。

■F 調停事件の事件数の動向を見ると，急増している庁，逆に急減している庁と二つに分かれていますが，これは何か理由があるのですか。

○ 実体として，その中身は多重債務事件を解決するために設けられた特定調停事件の件数がほとんどであると言えます。特定調停事件は，導入された当初から事件数は激増しました。そのピークは，庁によって異なりますが，全国的な傾向としては平成15年度にピークを迎え，平成16年度から減少に転じ，事件数もある程度落ち着いてきています。

推測ですが、地域によっては、特定調停事件へのニーズのある方がいたとしても、それを吸い上げる専門家がないため、申立てそのものの時期がずれ込み、平成16年度がピークとなっている庁もあるのではないかと思います。

■ F 地域によって事件数にばらつきがあるというのは、裁判所職員の対応に仕方によって、国民の方々のニーズを吸い上げる庁と、そうではない庁があるということはありませんか。

■ B 裁判所の窓口対応でばらつきがでてくるというものではないと思います。

○ その地域における弁護士や司法書士がどの程度活発に活動されているか、ニーズを吸い上げるかということも影響しているのではないのでしょうか。

■ E 裁判官がこんなに少ないのかと驚いているところです。鹿屋支部でも裁判官は1人のようですが、事件処理は大丈夫なのでしょう。

○ 全国的にみると、裁判官1人という支部も多数あるのが現状です。裁判官を1人しか置いていないのは、支部の裁判官が取り扱う民事事件、刑事事件、家事事件等全ての事件数を合計しても、1人の裁判官が取り扱う平均的な事件数に達しないことも多いからです。

■ G 国民が裁判に持ち込むためには、法律知識がないことから弁護士に相談することになります。弁護士がない地域では、国民はまずは身近にある裁判所に相談することになると思いますが、最終的には鹿児島市まで出向いて弁護士に相談しなければならないという場合もあります。最近、知覧町にも弁護士事務所が開設されたと聞いて大変有り難く思いますが、弁護士がない地域では、裁判に持ち込むまでが国民にとって大変な状況にあると思います。国民に対して、裁判に持ち込むまでのバックアップも必要なのではないのでしょうか。

○ 県内でも、いわゆる弁護士ゼロワン地域、裁判所があっても弁護士がほとんどいない地域があります。最近、知覧、名瀬、鹿屋に弁護士会の基金によ

る公設事務所が開設されましたが、裁判所が弁護士に代わって、弁護士と同じように国民の方々のニーズを直接吸い上げることは難しいのではないかと思います。

■ F 法務省が司法ネットを立ち上げる予定ですが、当面参加する弁護士がどの程度いるのか、地方によっても異なるだろうと思います。

○ 鹿児島においては、離島に裁判所もあります。その離島が更に離島を抱えているという現状にありますが、離島における裁判事務の在り方について意見はございませんか。

■ D DV事件が鹿児島県は多いと聞きます。特に離島においては潜在的な件数が多いと聞きますが、DVに関する事件が離島で起こった場合どう処理されるのですか。

○ 私自身も前任地でDV事件を担当したことがあります。緊急を要する事件でしたが、市役所等で相談をした後、その日の内に、裁判所で申立てを行い、裁判官が事情を聞いたという事例がありました。その後、申立人は、民間団体が運営するシェルターで面倒をみてもらったようですが、やはり、離島において緊急を要する事件は、当事者にとっても大変だと思います。

▲ DV事件は支部でも取り扱っていますので、それぞれの支部で手続を行っていただくことになります。これは離島におけるDV事件の場合も同じです。

○ 管内の簡易裁判所でも、DV関係の相談は受けてもらえるのですか。

▲ 管内の簡易裁判所でも、DV関係の手続に関する相談を受けておりますが、申立ては管轄のある地方裁判所で行ってもらうしかありません。ただ、手続については、簡易裁判所の書記官に対しても研修を行い、勉強させているところです。

2 裁判員制度について（資料3関係）

冒頭、刑事部渡部市郎裁判官による制度説明及び模擬裁判ビデオの上映を行った。

○ 皆さん裁判員制度についてどのような考えをお持ちですか。

■ A まず、審理日数ですが、多くは3日間程度で終了するのではないかと見込まれているようですが、果たして3日間で結審できるのか疑問に思います。

今見せていただいた模擬裁判ビデオは良くできていると思います。広報活動に積極的に使用すべきだと思います。

■ G 法律の知識がない裁判員に、果たして判断できるのか不安に思います。裁判官から具体的な説明が不可欠だと思います。

これからは、国民に対して裁判員制度の必要性を訴え、いかに理解を得るかが大切であると思います。

■ D 国民の健全な社会常識を反映させるとしても、国民のコンセンサスを得ていく必要があります。また、ビデオを見る限り、裁判員にとって評議は難しいのではないかと感じました。これを乗り切るには、裁判官の力量にかかっているのではないのでしょうか。

また、今後は、これから先を見据えて、裁判員制度に関する教育を取り入れていく必要もあるのではないのでしょうか。

■ E 量刑の判断については、裁判官に事例を呈示してもらわないと、裁判員にはその判断が難しいのではないかと思います。

■ G 評議の際に、まとめ役次第では、誘導されるという怖さもあるのではないかと思います。

また、裁判員になった場合の休暇制度についても、今後整備していかなければならないのではないのでしょうか。特に鹿児島は中小零細企業が多い状況にありますので、休暇制度が整備されなければ、裁判員に選ばれた方も困るのではないかと思います。裁判員に選ばれたからといって仕事を休むという

のは、とんでもないというのが鹿児島現状だと思います。

- F 広報用にもっと分かりやすく、柔らかく描いたビデオが必要だと思います。何本か作成して、繰り返し広報していくしかないと考えています。
- H 今後の広報活動が重要だと考えます。今のところ具体的なものがないだけに、国民の方々にイメージが伝わらず、不安をあおるだけになってしまいます。もっとイメージ的なものを含めた広報をすべきであると考えます。
- B 国民の方々にどういう形で周知していくかが大事です。誘導では国民参加の意味がなくなります。留意していかなければならないと思います。